

GDPR: 欧州委員会による標準契約条項(SCC)改定版(最終版)の公表 執筆者: 石川 智也、菅 悠人、津田 麻紀子、福島 惇央

- ※ 2021 年 6 月 21 日修正:EUの Official Journal に公表された内容を踏まえ、脚注のリンクを差し替えるとともに、移行期間について具体的な日程を追記しております。
- 1. 越境データ移転に関する欧州委員会による標準契約条項(SCC)改定版(最終版)の公表

(1) 概要と構造

2021 年 6 月 4 日、欧州委員会は、「第三国への個人データ移転のための SCC に関する決定」(以下「SCC 改定決定」といいます)を公表しました '。 SCC 改定決定の別紙には、SCC の改定版(以下「越境移転 SCC 改定版」といいます)が添付されています。 現在は、管理者から管理者への移転について 2 種類の SCC が、管理者から処理者への移転について 1 種類の SCC が、それぞれ存在します。これに対し、越境移転 SCC 改定版では、一般条項に加えて、具体的なデータ移転の状況に応じて、モジュールを選択することが求められています(SCC 改定決定前文 10 項)。 具体的には、以下の 4 モジュールの契約条項が用意されています。

- 1. 管理者から管理者への移転
- 2. 管理者から処理者への移転
- 3. 処理者から処理者への移転
- 4. 処理者から管理者への移転

管理者からの移転に関するモジュール 1 及び 2 の移転類型は、既存の SCC の枠組みにも対応するものがありますが、処理者

European Commission, Commission Implementing Decision (EU) 2021/914 of 4 June 2021 on Standard Contractual Clauses for the Transfer of Personal Data to Third Countries Pursuant to Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance), available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021D0914&from=EN

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

からの移転に関するモジュール 3 及び 4 の移転類型は、今回の SCC 改定決定により初めて導入されたものです。また、モジュール 2 及び 3 の移転類型の契約条項には、GDPR 28 条 3 項に基づいて処理者に個人データを処理させる場合に規定することが求められるデータ処理契約の内容が組み込まれています(SCC 改定決定前文 9 項)。そのため、越境移転 SCC 改定版を締結する場合には、別途 GDPR 28 条 3 項に基づくデータ処理契約を締結する必要はありません。

このように役割に応じて条項を選択できること、複数の当事者が SCC を締結できること(SCC 改定決定前文 10 項及び越境移転 SCC 改定版 Annex I.A.)、SCC 当初締結時には参加していなかった当事者が後から SCC に参加する(accession)こと(SCC 改定決定前文 10 項及び越境移転 SCC 改定版 Section 1、Clause 7 の Docking Clause)等は、グローバルのデータ移転契約においては既に幅広く採用されている手法であり、今回それらが越境移転 SCC 改定版に組み込まれています。その他にも、既存の SCC にあった様々な実務的な課題、たとえば、①データの輸出者が EU 域内に所在することが前提となっており、域外適用の場面で様々な不整合があったことや、②適切な準拠法が選択できない場面があったこと等が解決されています。

(2) 移行期間

SCC 改定決定は、2021 年 6 月 27 日に発効し(SCC 改定決定 4 条 1 項)、既存の SCC についてはそれから 3 か月後の 2021 年 9 月 27 日に廃止されます(SCC 改定決定 4 条 2 項、3 項)。また、廃止前に締結済みの SCC についてもその 15 か月後の 2022 年 12 月 27 日に廃止されます(SCC 改定決定 4 条 4 項)。なお、SCC 改定決定 4 条の文言上は、2001 年決定と 2010 年決定にしか言及がないように読めますが、2004 年決定は 2001 年決定を修正する決定という位置づけですので、結局のところ修正後の 2001 年決定によって有効な 2001 年版・2004 年版 SCC(管理者間の移転についてのもの)、2010 年決定によって有効な 2010 年版 SCC(管理者・処理者間の移転についてのもの)の全て(すなわち既存の SCC の全て)が SCC 改定決定の移行期間後に廃止されることになります。

したがって、SCC 改定決定により、SCC に依拠して越境移転を行っている全ての企業に影響があることになります。すなわち、 現時点で越境移転に関する SCC を締結済みの企業においても、2021 年 9 月 27 日より前に改定前の旧 SCC を新たに締結しようとする企業においても、2022 年 12 月 27 日までに改定版 SCC を締結し直す必要があります。

(3) 契約締結に向けた作業

ア. 契約作成

越境移転 SCC 改定版は、既存の SCC と異なり、選んだモジュールに含まれている契約条項・別紙を選択するとともに、複数のオプションから案件に適合した条項を選択する必要があるなど、契約作成に当たっての難易度が上がっています。

また、モジュール 1、2 及び 3 を選択する場合には、管轄監督当局を別紙 I.C に記載することが求められています(Clause 13)。この点に関し、EU 域内に拠点がある場合には、その拠点の管轄監督当局を記載することが予定されています。他方で、EU 域内に拠点がなく、3 条 2 項に基づいて GDPR の域外適用を受ける場合には、以下の加盟国の管轄監督当局を記載することが予定されています。EU 代理人を設置する必要があるにもかかわらず設置していない場合には、対応に苦慮することが予想されます。

EU 代理人を設置している場合	EU 代理人が設立された EU 加盟国
27 条 2 項の軽微基準により EU 代理人の設置が不要となる	域外適用の対象となる個人データに係るデータ主体が所在す
場合	る EU 加盟国のうちの 1 つ

さらに、準拠法(Clause 17)、紛争を解決する裁判所(Clause 18)を選択しなければならないとされています。特に、モジュール 1、2 及び3を選択する場合には、EU 加盟国の中から選択しなければならないとされており、今後様々な実務論点が発生することが見込まれます。

イ. 契約内容の理解

越境移転 SCC 改定版の締結に当たっては、全ての契約当事者がその内容を遵守することができるか、内容を理解する必要があります。

詳細は別稿に譲りますが、越境移転 SCC 改定版においては、大要、移転された個人データの処理について、GDPR を遵守するのと実質的に同水準まで移転先の義務が加重されています。たとえば、モジュール 1 の管理者間で締結される SCC においては、

①GDPR の基本原則である、目的の限定、透明性、データの最小化、正確性、記録保存の制限が明記されています(Clause 8.1、8.2、8.3、8.4)。また、②移転先が講じるべき技術的・組織的措置を別紙 II に記載しなければならなくなった点(Clause 8.5(b))、③移転先にてデータ漏えい等が起こった場合に、移転元に通知するのみならず、あたかも GDPR が適用されるのと同様に移転先において記録を行うとともに、別紙 I.C に記載する管轄監督当局やデータ主体に通知しなければならなくなった点(Clause 8.5(e)(f)(g))、④移転先において、センシティブデータについて制限・保護措置(アクセス制限、仮名化等の追加的保護措置、及び/又は更なる開示についての追加的制限を含む)を講じなければならなくなった点(Clause 8.6)、⑤転送(Onward Transfer)に際し、管理者に移転する場合のみならず、処理者に移転する場合についても越境移転規制がかかるようになった点(Clause 8.7)、⑥様式の指定はないものの、管轄当局の要請に備えて、移転先において処理活動についての適切な文書化が必要になった点(Clause 8.9)などは、日本企業の実務への影響が大きいのではないかと思われます。

結局のところ、越境移転 SCC 改定版に基づくデータ流通のネットワークに入る企業は、越境移転 SCC 改定版の締結とその遵守を通じて、これまで以上に GDPR と実質的に同等の水準で流通する個人データを取り扱うことが求められるようになるといえます。

ウ. 必要情報の収集

越境移転 SCC 改定版の Appendix は、以下のように構成されています。締結に際しては、Appendix を構成する各 Annex を埋めるために必要な情報を収集する必要があります。

Annex I	A. 当事者のリスト(A List of Parties)	モジュール 1、2、3、4 共通
	B. 移転の内容(Description of Transfer)	モジュール 1、2、3、4 共通
	C. 管轄監督当局(Competent Supervisory Authority)	モジュール 1、2、3 のみ
Annex II		モジュール 1、2、3 のみ
データのセキュリティを確保するための措置を含む技術的・組織的措置(Technical		
and Organizational Measures Including Technical and Organizational Measures to		
Ensure the Security of the Data)		
Annex III		モジュール 2、3 のみ
復処理者のリスト(List of Sub-Processors)		

当事者のリスト

越境移転 SCC 改定版においては、全モジュール共通で、移転元については、移転元の特定と連絡先、該当ある場合にはその DPOとEU代理人の特定と連絡先が求められています。また、移転先については、移転先の特定・連絡先と、データ保護について 責任を有する者の特定・連絡先が求められています。

その上で、移転元及び移転先について、以下の内容を記載することが求められています。

- ① 名称
- ② 住所
- ③ コンタクトすべき者の氏名、役職及び連絡先
- ④ SCC に基づいて移転されるデータに関連する活動
- ⑤ サインと日付
- ⑥ 管理者・処理者の別

越境移転 SCC 改定版の締結に当たっては、移転元における DPO 及び EU 代理人の特定、移転先におけるデータ保護について責任を有する者の特定、上記③④の情報等、これまでの SCC には記載されていない情報を追加で収集する必要があります。また、上記③の情報や、移転先におけるデータ保護について責任を有する者は変更があり得るため、グローバルでのデータ移転契約においてしばしば組み込まれている変更のためのメカニズムを用いた対処を検討する必要がありそうです。

移転の内容

以下の内容を記載することが求められています。

- ① 移転される個人データに係るデータ主体の種類
- ② 移転される個人データの種類
- ③ 移転されるセンシティブデータと、適用される制限又は保護措置
- ④ データ移転の頻度
- ⑤ 処理の性質
- ⑥ データ移転とその後の処理の目的
- ⑦ 個人データが保持される期間、記載できない場合には、その期間を決定するために用いられる基準
- ⑧ (処理者又は復処理者への移転の場合)対象事項、性質、処理の期間

越境移転 SCC 改定版の締結に当たっては、これらのうち、③のセンシティブデータに適用される制限又は保護措置、④のデータ移転の頻度、⑤の処理の性質、⑦の保持期間について、追加で情報を収集する必要があります²。

<u>管轄監督当局</u>

前記ア.で述べたとおり、特定する必要があります。

技術的 組織的措置

既存の管理者・処理者間の 2010 年版 SCC においては、技術的・組織的措置の記載が求められていますが、既存の管理者間の 2001 年版又は 2004 年版 SCC においては、技術的・組織的措置の記載は求められていません。

越境移転 SCC 改定版においては、モジュール 1、2、及び 3 において、処理の性質、範囲、背景及び目的、並びに自然人の権利及び自由に対するリスクを考慮した上で、適切なレベルのセキュリティを確保するために移転先が実施する技術的及び組織的措置(関連する認証を含みます)を記述することが求められています。管理者間のデータ移転においても技術的・組織的措置の記載が求められるようになったため、管理者間の SCC の巻き直しに当たっては、移転先において十分な水準のセキュリティが講じられているか、移転先の各国の状況を改めて確認する必要があります。また、以下のような詳細な措置の例が掲げられていますので、管理者・処理者間の SCC の巻き直しについても、従前の記載内容が十分か検証する必要があります。

- ① 個人データの仮名化及び暗号化に関する措置
- ② 処理システム及びサービスの継続的な機密性、完全性、可用性及び回復性の確保に関する措置
- ③ 物理的又は技術的な事故発生時に、個人データへのアクセスとその可用性を適時に回復する能力を確保するための措置
- ④ 処理の安全性を確保するために、技術的及び組織的措置の有効性を定期的にテスト、評価、査定するプロセス
- ⑤ ユーザーの識別及び認証に関する措置
- ⑥ 送信中のデータに係る保護措置
- ⑦ 保存中のデータに係る保護措置
- ⑧ 個人データの処理が行われている場所の物理的なセキュリティの確保に関する措置
- ⑨ イベントログの確保に関する措置
- ⑩ 初期設定を含めたシステム設定の確保に関する措置
- ① 組織内の IT 並びに IT セキュリティのガバナンス及びマネジメントに関する措置
- ② プロセス及び製品の認証・保証に関する措置
- ③ データの最小化を確保するための措置
- (4) データの品質を確保するための措置
- ⑤ データ保持の限定性を確保するための措置
- (16) 説明責任を確保するための措置
- ① データポータビリティ及び削除を確保するための措置

復処理者のリスト

モジュール 2 及び 3 において、Clause 9(a)のオプションで復処理者の起用に当たって管理者の個別承認を選択する場合には、 復処理者を挙げる必要があります。

² 厳密には、保持期間については、2004 年版 SCC において、「その他の参考情報」として保管の上限の記載が予定されています。

記載内容は、復処理者の①名称、②住所、③コンタクトすべき者の氏名、役職及び連絡先の詳細、並びに④データ処理の内容 (復処理者が複数承認されている場合には、責任の所在を明確にすることを含みます)です。

エ. データ移転影響評価

越境移転 SCC 改定版においては、昨年 7 月の欧州司法裁判所 Schrems II 判決を受けて、データ移転の具体的な状況等、移転先の第三国の法令と実務、補完的措置の内容を評価した上で、当局の要求に備えて文書で記録しておくという Transfer Impact Assessment(TIA)が明文化されています(Clause 14(b)(d))。 具体的には、以下の要素について適切に考慮する必要があるとされています。

- ① 移転の具体的な状況(処理の連鎖の長さ、関与する関係者の数、及び使用される伝送経路を含みます)、意図されている転送、受領者の種類、処理の目的、移転される個人データの種類及び様式、移転が行われる事業部門、移転されるデータの保管場所
- ② 移転の具体的な状況、及び、適用される制限・保護措置を踏まえた、移転先の第三国の法令及び実務(公的機関へのデータの開示を要求し、又は、当該機関による閲覧を許可するものを含みます)
- ③ 移送中及び移送先国での個人データの処理に適用される措置を含む、SCC に基づく保護措置を補完するために講じられる 契約上の保護措置又は技術的若しくは組織的な保護措置

この点については、令和 2 年改正後の個人情報保護法においても、越境移転に際して、移転先の国の法制度と移転先の事業者が講じる措置について確認が必要となるため、日本企業においては改正個人情報保護法への対応と、この TIA を効率よく確認していく手順の検討が重要であると考えられます。TIA は、評価項目の整理、どのような記載があれば十分か、そして、各項目の重み付けと、それらを踏まえた総合評価の在り方など、日本企業にとっては馴染みのない作業であるかもしれません。

なお、上記③の補完的措置については、2020 年 11 月 10 日、欧州データ保護評議会(European Data Protection Board)が、「EUと同等の個人データの保護水準を確保するためのデータ移転方法を補完する措置に関するレコメンデーション (Recommendations)」を公表し、同年 12 月 10 日までパブリックコメントに付していました。この内容についても、早ければ 6 月中には最終版が公表される可能性があるようですので、その内容も踏まえて TIA の手順を確立していくことになるでしょう。

(4) まとめ

本稿では、越境移転 SCC 改定版の締結に当たって、どのように各モジュールから契約条項を選び、どのような情報を集める必要があるのかという、企業の担当者の多くが最初に検討することになる最低限契約としての外形を整えるために必要な情報を整理しました。もっとも、①グループ会社等の複数当事者間でどのように契約を締結するかについてのストラクチャーの検討、②十分性認定との関係をどのように整理するか、③SCC によって課せられる契約上の義務の内容を理解し、どのようにそれを移転先に遵守させる態勢を講じるか、④データ移転影響評価(TIA)の手順をどのように整備し、どのような補完的措置を講じるべきかなど課題は多く、欧州での実務動向や、昨年秋に越境移転 SCC 改定版のドラフトが公表されて以降当事務所で支援してきた多くの日系企業の案件を見ていても、これまでのようにペーパーワークとして SCC の別紙を補充するだけでは対応できなくなっています。欧州では、管轄監督当局が移転元に対し、Schrems II 判決を踏まえた越境移転の実務について大規模に調査を行う旨を示している地域もあり、実態が伴っていない越境移転 SCC 改定版の締結は、移転元の企業に甚大な GDPR 違反リスクをもたらす可能性があります。

移転先が越境移転SCC改定版を遵守することができるように体制を整備したり、技術的・組織的措置が十分か確認したり、データ移転影響評価を実施したりするには、相応の期間が必要ですので、スケジュールに余裕を持って、越境移転 SCC 改定版の締結に向けた準備を進めていく必要があります。

2. GDPR28 条 3 項に基づくデータ処理契約としての標準契約条項(SCC)案の公表

GDPR 上、管理者が処理者に個人データを処理させる場合には、GDPR が要求する所定の条項を含むデータ処理契約(Data Processing Agreement、又はその頭文字をとって DPA と呼ばれます)の締結が必要です(GDPR 28条3項)。欧州委員会は、この

データ処理契約についても決定を行って標準契約条項(SCC)を公表しました³。GDPR 上、データ処理契約についても、欧州委員会が SCC を策定できる旨が規定されており(GDPR 28 条 7 項)、その規定に基づき示されたものです。

この SCC が発効されれば、企業はその通りに契約を締結することによって GDPR 28 条 3 項を遵守することができます。もっとも、越境移転規制への対応とは異なり、企業は、SCC が発効された後も、これまでと同様に GDPR が要求する所定の事項を含むデータ処理契約を独自にドラフトして締結することができます(GDPR 28 条 6 項)。

なお、前記 1.で説明したように、越境データ移転のための改定版の SCC を締結する場合には、本 2.の SCC を重ねて締結することは不要です。したがって、本 2.のデータ処理契約としての SCC を用いる場面としては、EEA 域内又は十分性認定を受けた国若しくは地域に所在する処理者に個人データを処理させる場合ではないかと考えられます。日本でも、GDPR の域外適用を受ける日本企業(管理者)が、十分性認定を受けた国である日本の企業(処理者)に個人データを処理させる場合にはデータ処理契約の締結が必要であるところ、このような場面で用いることが見込まれます。

ただし、SCC は、これまで越境移転規制に対応するためのものとして認識されていたため、日本の実務では混乱が生じることも 見込まれます。企業の担当者としては、案件毎にどの SCC の話をしているのか、いつのバージョンの SCC の話をしているのか、 正確に理解をすることが必要となりそうです。

European Commission, Commission Implementing Decision (EU) 2021/915 of 4 June 2021 on Standard Contractual Clauses Between Controllers and Processors Under Article 28 (7) of Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council and Article 29 (7) of Regulation (EU) 2018/1725 of the European Parliament and of the Council (Text with EEA relevance), available at https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32021D0915&from=EN



石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 フランクフルト&デュッセルドルフ事務所 共同代表

n.ishikawa@nishimura.com

2006 年弁護士登録。2005 年東京大学法学部卒業、2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年ミュン ヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登 録。コーポレート・M&A、知的財産法、コンプライアンス案件、リストラクチャリング案件、各国のデータ保護法への対 応等企業法務全般を幅広く手掛けており、日本経済新聞社による「2019 年に活躍した弁護士ランキング」では、デー タ関連分野(企業票+弁護士票)で1位にランクインしているほか、週刊東洋経済(2020 年 11 月 7 日号)特集の「依 頼したい弁護士」において、IT・個人情報・ベンチャー分野で選出されている。また、The Asia Legal Awards 2021 の 「Data Privacy Lawyer of the Year」に日本人で唯一ショートリスト入りしている。



西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 悠人 菅

y.suga@nishimura.com

2009 年弁護士登録。2016 年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。2017 年パリ第二大学修士課程卒業(LL.M. de droit français, européen et international des affaires)、フランス・パリ弁護士会登録。2017 年より2018 年までウィル マーヘイル法律事務所(ロンドンおよびブリュッセルオフィス)へ出向。国際案件の経験が豊富で、外国の法令に関す る知見も広い。特に EU における規制関連法全般について現地実務や法令改正等、最新の動向を踏まえた助言を 行っている。



つ だ 西村あさひ法律事務所 弁護士 津田 麻紀子

m.tsuda@nishimura.com

2010 年弁護士登録。経済産業省において、営業秘密の保護強化、及び、IoT、AI の普及に伴うビッグデータ利活用 を見据えた「限定提供データ」の創設に関する不正競争防止法の改正作業(2015 年、2018 年)に従事し、企業におけ る情報管理全般を視野に入れながら関連する法令やガイドライン等の策定にも深く関与した実績を有する。現在は、 企業情報の保護やデータの利活用という観点から、知的財産、データプロテクションに関する法令を主に取り扱って いる。



ふくしま あつなか 西村あさひ法律事務所 弁護士 福島 惇央 a.fukushima@nishimura.com

2019 年弁護士登録。2018 年東京大学法学部卒業。各国の競争法、個人情報保護法制、関連政策動向等を踏まえ たプラットフォーム規制に係る法的助言や、WTO 紛争手続における代理人活動、各国による措置の国際協定整合性 に関する政府委託調査等の国際通商に関する業務に従事する。M&A 対応をはじめとするコーポレート業務も行う。